

確 認 書

令和 7 年 9 月 30 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 2 遊漁船業において採捕したビワマスを自ら（遊漁船業に従事する全ての者を含む）が持ち帰ることはしません。
- 3 遊漁船で採捕したビワマスを保持（キープ）および持ち帰る尾数は、乗客 1 人につき 1 日当たり 5 尾までとします。
- 4 乗客に対して、採捕したビワマスを販売できないこと、また、自ら経営する飲食店等で提供できないことを周知徹底します。
- 5 乗客に対して、採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、無償であっても水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に持ち込めないことを周知徹底します。
- 6 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 7 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 8 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記のことに反した場合は、承認および標旗を返納します。

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

令和 年 月 日

営業所住所

営業所名

代表者氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます